

# 作業機を装着・けん引したトラクタが公道を走るための ルールを確認しましょう 


※1 車両総重量が 750 kg 以上の車両をけん引する場合は，大型特殊免許のほかけん引免許が必要です。
※2 作業機を装着した状態での安定性が確認されていないトラクタは，時速15km以下で走行する必要があります。安定性が確認されているトラクタと作業機の組み合わせは，（一社）日本農業機械工業会HPにて公開しています。
※3 特殊車両通行許可については，道路管理者（国道：地方整備局，都道府県道：都道府県，市町村道：市町村）への申請が必要です。 なお，農道を走行する際の申請は不要です。
※4 北海道，九州，沖縄以外の地域では，作業機をつけたまま時速35km以上で走行することはできません。
上記のルールは一例です。詳しいルールは農林水産省HPや日本農業機械工業会HPで確認を！



